

要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱

昭和62年5月1日 文部大臣裁定
平成元年6月15日 一部改正
平成2年7月30日 一部改正
平成3年8月23日 一部改正
平成4年6月30日 一部改正
平成5年9月24日 一部改正
平成6年6月23日 一部改正
平成11年1月8日 一部改正
平成11年4月1日 一部改正
平成12年4月3日 一部改正
平成13年1月6日 一部改正
平成14年4月1日 一部改正
平成16年4月1日 一部改正
平成17年4月1日 一部改正
平成19年4月2日 一部改正
平成19年12月26日 一部改正
平成21年4月1日 一部改正
平成22年4月1日 一部改正
平成23年4月1日 一部改正
平成24年4月1日 一部改正
平成25年5月15日 一部改正
平成26年4月1日 一部改正
平成27年4月9日 一部改正
平成28年4月1日 一部改正
平成29年3月31日 一部改正
平成30年2月21日 一部改正
平成30年8月30日 一部改正
平成31年3月7日 一部改正

(通則)

第1条 市町村（特別区及び市町村の組合を含む。以下同じ。）に対する要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金（小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）及び中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）分）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）の規定によるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の目的)

第2条 要保護児童生徒援助費補助金は、市町村が経済的理由によって、就学困難と認められる児童又は生徒（学校教育法（昭和22年法律第26号）（以下「法」という。）第18条に規定する学齢児童又は学齢生徒をいう。以下同じ。）若しくは就学予定者（学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第5条第1項に規定する就学予定者をいう。以下同じ。）の保護者（法第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。）に対して必要な援助を与えた場合、国がその経費の一部を補助することとし、もって義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

- 2 特別支援教育就学奨励費補助金（小学校及び中学校分）は、市町村が、小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒の保護者又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、就学のため必要な援助を与えた場合、その経費の一部を補助することとし、もって特別支援教育の振興に資することを目的とする。

（補助金交付の対象及び補助金の額）

第3条 文部科学大臣は、市町村が行う別記1及び別記2の補助事業の項に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として文部科学大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

- 2 補助対象経費及び補助金の額は別記1及び別記2の補助対象経費の項及び補助金の額の項のとおりとする。

（申請手続）

第4条 補助金の交付を受けようとする市町村は、補助金交付申請書（第1号様式）に事業計画書（第2号様式）及び収支予算書（第3号様式）を添えて、別途通知する日までに都道府県教育委員会を経由して文部科学大臣に提出しなければならない。

- 2 前項による書類の提出後に、災害その他の事情により補助金の交付決定の変更を受ける必要が生じたときは、当該市町村は、前項に準じ変更後の書類を作成し、これに変更の理由を添えて、別途通知する日までに都道府県教育委員会を経由して文部科学大臣に提出しなければならない。
- 3 都道府県教育委員会は、市町村から第1項及び前項による書類の提出があったときは、審査の上交付決定額一覧表（第4号様式）を添えて、文部科学大臣に進達するものとする。

（交付決定の通知）

第5条 文部科学大臣は、前条第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、これを審査の上、交付決定を行い、都道府県教育委員会に交付決定額一覧表を送付するものとする。

- 2 都道府県教育委員会は、前項による交付決定額一覧表の送付を受けたときは、速やかに当該市町村に対し、補助金交付決定通知書（第5号様式）を送付するものとする。
- 3 市町村から前条第2項の規定による変更交付申請書の提出があったときは、前2項を準用する。この場合、交付決定変更通知書は第6号様式、交付決定変更額一覧表は第4号様式によるものとする。
- 4 文部科学大臣が交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、補助金交付申請書が文部科学省に到達してから30日とする。また、市町村から提出された補助金交付申請書が都道府県教育委員会に到達してから文部科学省に到達するまでに通常要すべき標準的な期間は30日とする。

（申請の取下げ）

第6条 市町村は、交付決定の内容又はこれに付した条件に対して不服があることにより補助金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した書面を都道府県教育委員会を経由して文部科学大臣に提出しなければならない。

（補助事業の中止又は廃止）

第7条 市町村は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、その旨を記載した書面を都道府県教育委員会を経由して文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業遅延の届出)

第8条 市町村は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに都道府県教育委員会を經由して文部科学大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告書の提出)

第9条 市町村は、補助事業の遂行状況について、文部科学大臣の要求があったときは、都道府県教育委員会に状況報告書(第7号様式)を提出しなければならない。

(実績報告書の提出)

第10条 市町村は、補助事業を完了したとき(廃止の承認を受けたときを含む。)は、その日から30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書(第8号様式)を都道府県教育委員会に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第11条 都道府県教育委員会は、前条による実績の報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に適合すると認められるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該市町村に通知(第9号様式)するものとする。

2 都道府県教育委員会は、前項による補助金の額の確定を行った場合には、額の確定に関する報告書(第10号様式)を文部科学大臣に提出するものとする。

3 都道府県教育委員会は、市町村に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還(第11号様式)を命ずるものとする。

4 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

第12条 文部科学大臣は、第7条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第5条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

一 市町村が法令、この要綱又は法令若しくはこの要綱に基づく文部科学大臣の処分若しくは指示に違反した場合

二 市町村が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

三 市町村が補助事業に関して不正、怠慢、その他不適當な行為をした場合

四 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 文部科学大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 文部科学大臣は、第1項第1号から同項第3号までの規定により前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。

4 前条第4項の規定は、第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付を命ずる場合において準用する。

(補助金の経理)

第13条 市町村は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 市町村は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の収支簿とともに補助事業の完了、あるいは中止又は廃止の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(補助金調書)

第14条 市町村は、当該補助事業に係る歳入及び歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする調書(第12号様式)を作成しておかなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付手続については、別に通知するところによる。

附 則

この要綱は平成31年4月1日から施行する。

別記1 要保護児童生徒援助費補助金

補助事業	補助対象経費	補助金の額
<p>1 学用品費等</p> <p>市町村が、当該市町村に住所を有する児童又は生徒若しくは就学予定者の保護者で生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者であるものに対して、下記（1）～（3）を支給する事業（就学予定者への支給は（1）（e）に限る）。ただし、下記（1）～（2）（（1）（e）を除く）については同法第13条の規定による教育扶助，（1）（e）については同法第12条の規定による生活扶助が行われている者を除く。</p> <p>（1）学用品購入費等</p> <p>（a）学用品費 児童又は生徒が通常必要とする学用品又はその購入費</p> <p>（b）通学用品費 小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）又は中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）の第2学年以上の学年に在学する児童又は生徒が通常必要とする通学用品又はその購入費</p> <p>（c）校外活動費</p> <p>ア 児童又は生徒が校外活動（学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動（修学旅行を除く。）をいう。以下同じ。）のうち宿泊を伴わないものに参加するため直接必要な交通費及び見学科（以下「校外活動費（宿泊を伴わないもの）」という。）</p> <p>イ 児童又は生徒が校外活動のうち宿泊を伴うものに参加するため直接</p>	<p>学用品購入費等（学用品費）， 通学用品費，校外活動費（宿泊を伴わないもの），校外活動費（宿泊を伴うもの），体育実技用具費，新入学児童生徒学用品費等，クラブ活動費，生徒会費，PTA会費，卒業アルバム代等）</p>	<p>学用品購入費等に係る補助金の額は，別途通知する児童又は生徒1人当りの標準単価に市町村が支給した児童又は生徒の数を乗じて得た額の1/2を限度として学用品購入費等の実支出額の1/2の額とする。</p>

必要な交通費及び見学科（以下「校外活動費（宿泊を伴うもの）」という。）

(d) 体育実技用具費

小学校又は中学校の体育（保健体育）の授業の実施に必要な体育実技用具（柔道にあつては柔道着，剣道にあつては防具一式（面，胴，甲手，垂れ），剣道衣，竹刀及び防具袋（以下「防具一式等」という。），スキーにあつては，スキー板，スキー靴，ストック及び金具（以下「スキー板等」という。）をいう。スケートにあつては，スケート靴。以下同じ。）で，当該授業を受ける児童又は生徒全員が個々に用意することとされているもののうち，小学校にあつては第1学年から第3学年まで及び第4学年から第6学年までのそれぞれの期間ごとに1つのスキー板等，スケート靴のいずれかについて，中学校にあつては柔道着，防具一式等，スキー板等，スケート靴のうちいずれか1つの用具について，当該用具又はその購入費

(e) 新入学児童生徒学用品費等

小学校又は中学校に入学する者が通常必要とする学用品費及び通学用品又はそれらの購入費

(f) クラブ活動費

小学校又は中学校のクラブ活動（課外の部活動を含む。以下同じ。）の実施に必要な用具等で，当該活動を行う児童又は生徒全員が個々に用意することとされているものについて，当該用具又はその購入費及び当該活動を行う児童又は生徒全員が一律に負担すべきこととなる経費

(g) 生徒会費

小学校又は中学校の生徒会費（児童会費，学級費，クラス会費を含む。以下同じ。）として一律に負担すべきこととなる経費

(h) P T A会費

小学校又は中学校において，学校・学級・地域等を単位とするP T A活動に要する費用として一律に負担すべきこととなる経費

(i) 卒業アルバム代等

小学校又は中学校を卒業する児童又は生徒に対して，通常製作する卒業アルバム及び卒業記念写真又はそれらの購入費

(2) 通学費

児童又は生徒が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費（片道の通学距離が児童にあっては4 km以上、生徒にあっては6 km以上の者について、その者が通学に利用する交通機関（旅客運賃を徴して交通の用に供する軌道、索道、一般乗合自動車、船舶等）の旅客運賃及び市町村がその者の通学の用に供するため公営又は民営のバス会社等との間に締結する運行委託料とする。ただし、積雪等のある間の豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項の規定に基づく豪雪地帯の指定に係る地帯をいう。）に係る通学費の通学距離については、児童にあっては2 km以上、生徒にあっては3 km以上とし、船舶を利用する児童、特別支援学級の児童又は生徒及び小学校又は中学校に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する程度の障害に該当する児童又は生徒に係る通学費については、通学距離を問わないものとする。）

通学費

通学費に係る補助金の額は、市町村が支給した額の1/2の額とする。

(3) 修学旅行費

児童又は生徒が修学旅行（小学校又は中学校を通じてそれぞれ1回に限る。）に参加するため直接必要な交通費、宿泊費、見学料及び均一に負担すべきこととなるその他の経費

修学旅行費

修学旅行費に係る補助金の額は、当該市町村が支給した修学旅行費の当該支給に係る児童又は生徒の1人当り平均支給額（当該平均支給額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。）に各市町村教育委員会が支給した児童又は生徒の数を乗じて得た額の合計額の1/2の額とする。

ただし、(1)～(3)の合計額が国の予算を超える場合においては、予算の範囲内において必要な調整を行い補助金の額を決定するものとする。

2 医療費

小学校及び中学校並びに特別支援学校の小学部及び中学部の児童又は生徒が学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）第8条に定める疾病にかかり、当該児童生徒の保護者で学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第24条第1号に該当する者に対して、市町村がその疾病の治療のための医療に要する経費を援助する事業

医療費

別途通知する児童及び生徒1人1疾病当たりの医療費の平均額に、都道府県教育委員会が学校保健安全法施行令第10条第3項の規定により各市町村に配分した児童及び生徒の被患者の延数を乗じて得た額の合計額の1/2の額を限度として医療費の1/2の額

<p>3 学校給食費</p> <p>小学校又は中学校を設置する市町村が、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者で学校給食法（昭和29年法律第160号）第12条第2項に規定する保護者（以下、「補助対象保護者」という。）に対して、同法第11条第2項に定める学校給食費を補助する事業</p> <p>(1) 学校給食法施行令（昭和29年政令第212号）第1条の規定に基づく開設の届出を完了している市町村で、現に学校給食を実施しているものであること。</p> <p>(2) 補助対象保護者に対して、学校給食費の1/2以上の補助を行う市町村であること。</p>	<p>学校給食費</p>	<p>別途通知する児童又は生徒1人当りの補助標準額に市町村が学校給食費の補助を行う補助対象保護者の学校給食の区分ごとの児童又は生徒の数を乗じて得た額の合計額の1/2の範囲内でその補助する額の1/2の額。ただし、予算の範囲内において、必要な調整を行い補助金の額を決定するものとする。</p>
---	--------------	--

(注) 平成25年度の生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、当該年度当初に要保護者として就学支援を受けていた者等で、特に困窮していると市町村が認めた者については、上記1、2及び3のそれぞれの事業の対象者と同様の取扱いとすること。

別記2 特別支援教育就学奨励費補助金

補助事業	補助対象経費	補助金の額
<p>市町村が、当該市町村の区域内の公立、市町村が設立する地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第68条第1項に規定する公立大学法人立又は私立の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）若しくは中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒の保護者又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の保護者に対し、その保護者の属する世帯（以下「世帯」という。）の収入額及び需要額の区分に応じ、小学校又は中学校への就学のため必要な経費のうち、下記(1)～(7)を支給する事業。ただし、下記(1)、(2)（欄外（注）に係るものを除く。）及び(5)～(7)（(7)のイを除く。）については、生活保護法第12条の規定による生活扶助若しくは同法第13条の規定による教育扶助が行われている者又は要保護児童生徒援助費補助金の対象とされ必要な援助を受けている者、及び「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令」（昭和33年政令第202号）第4条第1項に定める者を除く。また、経費の支給を受ける者が、支給される金銭を紛失し、又は目的外に使用する場合がある場合は現物をもって支給することができる。</p> <p>なお、世帯の収入額及び需要額の算定については、平成30年3月28日付け29</p>		

<p>文科初第1770号による「特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定要領」の定めるところによる。</p>		
<p>(1) 学校給食費 学校給食法第11条第2項に定める学校給食費（特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号。以下「令」という。）第2条第1号に掲げる区分（以下「第1区分」という。）及び同条第2号に掲げる区分（以下「第2区分」という。）に該当する世帯に限る。）</p>	<p>学校給食費の半額</p>	<p>学校給食費を支給した額の合計額の1/2の額</p>
<p>(2) 通学に要する交通費（通学費） 児童又は生徒が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費</p>	<p>通学費の全額（第1区分及び第2区分） 通学費の半額（令第2条第3号に掲げる区分（以下第3区分という。））</p>	<p>通学費を支給した額の合計額の1/2の額</p>
<p>(3) 職場実習に要する交通費（職場実習交通費） 中学校の教育課程に従い、校長の管理のもとに学校外の事業所等において、生徒が現場実習に参加する場合の交通費</p>	<p>職場実習交通費の全額（第1区分及び第2区分） 職場実習交通費の半額（第3区分）</p>	<p>職場実習交通費を支給した額の合計額の1/2の額</p>
<p>(4) 交流及び共同学習に要する交通費（交流及び共同学習交通費） 学校教育の一環として特別支援学校又は他の小・中学校の特別支援学級の児童又は生徒等と共に集団活動を行う場合に必要経費</p>	<p>交流及び共同学習交通費の全額（第1区分及び第2区分） 交流及び共同学習交通費の半額（第3区分）</p>	<p>交流及び共同学習交通費を支給した額の合計額の1/2の額</p>
<p>(5) 修学旅行費 児童又は生徒が修学旅行（小学校又は中学校を通じてそれぞれ1回に限る。）に参加するため直接必要な交通費、宿泊費、見学料及び均一に負担すべきこととなるその他の経費（第1区分及び第2区分に該当する世帯に限る。）</p>	<p>修学旅行費の半額</p>	<p>別途通知する児童又は生徒1人当たりの限度額の範囲内で修学旅行費を支給した額の合計額の1/2の額</p>
<p>(6) 校外活動等参加費 ア 宿泊を伴わないもの</p>	<p>校外活動等参加費（宿泊を伴わ</p>	<p>別途通知する児童又は生徒1人</p>

<p>児童又は生徒が校外活動（学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動（修学旅行を除く。）をいう。以下同じ。）のうち宿泊を伴わないものに参加するため直接必要な交通費及び見学料（以下「校外活動等参加費（宿泊を伴わないもの）」という。）（第1区分及び第2区分に該当する世帯に限る。）</p>	<p>ないもの）の半額</p>	<p>当たりの限度額の範囲内で校外活動等参加費（宿泊を伴わないもの）を支給した額の合計額の1/2の額</p>
<p>イ 宿泊を伴うもの 児童又は生徒が校外活動のうち宿泊を伴うものに参加するため直接必要な交通費、宿泊費及び見学料（以下「校外活動等参加費（宿泊を伴うもの）」という。）（第1区分及び第2区分に該当する世帯に限る。）</p>	<p>校外活動等参加費（宿泊を伴うもの）の半額</p>	<p>別途通知する児童又は生徒1人当たりの限度額の範囲内で校外活動等参加費（宿泊を伴うもの）を支給した額の合計額の1/2の額</p>
<p>(7) 学用品・通学用品購入費 児童又は生徒が通常必要とする学用品・通学用品の購入費（第1区分及び第2区分に該当する世帯に限る。） なお、下記の経費は、学用品・通学用品購入費の加算分として支給するものとする。</p>	<p>学用品・通学用品購入費の半額</p>	<p>別途通知する児童又は生徒1人当たりの限度額の範囲内で学用品・通学用品購入費を支給した額の合計額の1/2の額</p>
<p>ア 体育実技用具費 小学校又は中学校の体育（保健体育）の授業の実施に必要な体育実技用具（柔道にあつては柔道着、剣道にあつては防具一式（面、胴、甲手、垂れ）、剣道衣、竹刀及び防具袋（以下「防具一式等」という。）、スキー等にあつては、スキー板、スキー靴、ストック及び金具等（以下「スキー板等」という。）をいう。以下同じ。）で、当該授業を受ける児童又は生徒全員が個々に用意することとされているもののうち、小学校にあつては第1学年から第3学年まで及び第4学年から第6学年までのそれぞれの期間ごとに1つのスキー板等について、中学校にあつては柔道着、防具一式等又はスキー板等のうちいずれか1つの用具の購入費</p>		
<p>イ 拡大教材費 弱視の児童又は生徒が授業において使用する拡大教材の購入費</p> <p>ウ 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費 小学校又は中学校に入学する者が通常必要とする学用品及び通学用品の購入費</p>		

(注) 弱視、難聴、言語障害等の児童又は生徒で、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第140条の規定により、障害に応じた特別の指導を受けている者については、その通学に係る特別に要する交通費のみを上記(2)の通学費として補助の対象とすることができる。